

# 大分県報

令和四年  
九月九日  
号外（五七）

（金曜日）

## 目次

### 公 告

競争入札参加者の資格に関する公示……………一  
一般競争入札の実施……………二

### 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和四年九月九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類  
大分県総合ヘルプデスク運営業務委託  
二 競争入札の参加者の資格

- 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
  - 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七條の四第一項（令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
  - 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
  - 国税又は都道府県税を滞納している者
  - 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

令和四年九月九日

大分県報号外（公告）

一

- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する規程（令和三年大分県告示第二百四十八号）第十条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
- 資格審査事項については、次のとおりとする。
  - 競争入札に参加することができる者は、基準日及び基準年度（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日まで確定しない場合は、決算の確定している事業年度）をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。
    - 経営規模
    - 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
    - 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
    - 技術者等要員の構成（基準日における入札参加資格の取得を希望する業務の実施に必要な要員の状況をいう。）
    - セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の状況をいう。）
    - その他知事が必要と認める事項
- 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - 申請の方法
  - 県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
  - 申請書の提出先及び問合せ先  
大分県総務部電子自治体推進室企画管理班  
〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七一五〇六一二〇六五
  - 申請の時期  
令和四年九月九日から同月二十二日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から、令和六年三月三十一日までとする。

五 申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sankashikaku.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格者が次のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、「当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。」

(一) 令第百六十七条の四第二項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)まで(四を除く。)に該当すると判明した場合

(三) 審査申請書、承継承認申請書、変更申請書又は変更届及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 休業若しくは廃業の届出又は登録された開発業務の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたにもかかわらずその旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年9月9日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類  
大分県総合ヘルプデスク運営業務委託

(2) 契約期間

令和4年11月1日から令和5年10月31日までの長期継続契約とする。

(3) 調達内容

別途配布する「大分県総合ヘルプデスク運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 大分県物品等電子入札システムの利用

本案件は、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

(3) 物品等電子入札システムにより令和4年10月14日（金）までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を行う者は、大分県物品等電子入札システム運用基準に示す手続を行い、その承認を得ること。

(4) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

<p>4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>3の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、情報システム開発業務請負契約競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和4年9月9日(金)から同月22日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室企画管理班(県庁舎本館2階) 電話 097-506-2065</p> <p>大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/sannkashikaku.html</a></p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班(県庁舎本館2階) 電話 097-506-2078 メールアドレス <a href="mailto:al1170@pref.oita.lg.jp">al1170@pref.oita.lg.jp</a></p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 方法 5に掲げる部局に対し、メールで申込みを行った者に対してメールで交付する。</p> <p>(2) 交付期間 令和4年9月9日(金)9時から同年10月14日(金)17時まで(日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。)</p> <p>7 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 5に同じ。</p> <p>(2) 日時 令和4年9月9日(金)9時から同年10月14日(金)17時まで(日曜日、土曜日及び祝日法による休日を除く。)</p> <p>8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p>	<p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入札期限 物品等電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、5の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人(代表者又は受任者)の確認を行うものとする。</p> <p>期間 自 令和4年9月9日(金)9時 至 令和4年10月20日(木)10時</p> <p>10 開札の日時及び場所 (1) 開札予定日時 令和4年10月20日(木)11時</p> <p>(2) 開札場所 大分県庁舎本館2階電子自治体推進室執務室</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により速やかに別に定める日時において再入札を行う。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。</p> <p>15 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同師の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 なお、同師の入札をした者のうち紙による入札者がいる場合は、くじ番号を聴取した</p>
---	---

うえで、くじによる落札者決定を行う。この場合のくじの具体的な方法は、くじ番号の聴取時に通知する。

16 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Oita Prefecture Comprehensive Help Desk administration duties
- (2) Time limit for Tender  
10:00 a.m. 20 October 2022
- (3) Contact point for the notice  
General Affairs Department  
Government System Electrization Office  
Oita Prefectural Government  
3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501  
TEL (097)506-2078